

議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 2 年 7 月 28 日 (火)

島田市議会新型コロナウイルス感染症
対策支援本部会議終了後

場 所 第 1 委員会室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

(1) 全員協議会の開催時間について 資料 1

(2) 8 月 3 日閉会中の常任委員会以降の新型コロナウイルス
感染症対策について 資料 2

(3) KADODE OOIGAWA の現場視察について

4. その他

(1) 議会運営委員会開催予定

日時：令和 2 年 8 月 6 日 (木) 午前 9 時 30 分～

・令和 2 年 8 月島田市議会臨時会について

日時：令和 2 年 8 月 7 日 (金) 午前 9 時～

・会議規則第 35 条の 2 に基づく資料要求の取り扱いについて

※資料要求があった場合

5. 閉 会

令和2年8月島田市議会臨時会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
7月31日	金		議会招集告示(予定)
8月3日	月	全員協議会 午前9時～、閉会中常任委員会(総務生活 常任委員会→厚生教育常任委員会→経済建設常任委 員会) 全員協議会終了後～、予算・決算特別委員会分 科会・全体会 閉会中常任委員会終了後～	閉会中常任委員会は、 分散開催で実施
8月6日	木	議会運営委員会 午前9時30分～	議案送付、議案質疑通 告締め切り:午後5時
8月7日	金	議会運営委員会 午前9時00分～ ※資料要求があった場合 【臨時会】 午前9時30分～ 会議録署名議員の指名→ 会期の決定 → 議案上程 (提案理由の説明) → 議案質疑 → 委員会付託 省略 → 休憩 (討論の通告受付) → 討論 → 採決	
		1日間	

8月3日閉会中の常任委員会以降の新型コロナウイルス感染症対策について（案）

1 本会議場及び委員会室の適切な換気について

本会議場及び委員会室について、適宜休憩を入れ、窓や扉を開けるなどして換気をする。

2 本会議場及び委員会室の席について

(1) 本会議場の座席について

議員及び執行当局の席については、一定の間隔を開けて座ることとする（別添1-①、1-②のとおり）。このほか、一般質問等においては、質問に関係する部長が出席する。

(2) 委員会室の座席について

議員及び執行当局の席については、一定の間隔を開けて座ることとする（別添2のとおり）。なお、8月3日と9月市議会定例会における委員会は次のとおり行う。

① 8月3日（月）閉会中の常任委員会

原則、所管の部長の出席のほかに、同日に行われる全員協議会で説明のある課、また、事前に報告等があると連絡があった課（長）のみ出席して行う（課の連絡員は1課につき1人を基本とする）。以降、委員会での議員の傍聴を再開することとする。（別添2のとおり）。

② 9月定例会中の分科会・常任委員会

原則、所管の部長の出席のほかに、議案に関係する課（長）のみ出席して行う（課の連絡員は1課につき1人を基本とする）。審査方法（部または、款項目の単位で区切るなど）については、今後、担当書記から連絡することとする。

3 手指衛生の徹底について

本会議場及び委員会室に入場する議員及び事務局職員は、入場前に消毒液による手指消毒を行うこと。また、事務局は入り口に消毒液を設置すること。

4 マスクの着用について

本会議場及び委員会室において、議員及び事務局職員はマスクを着用すること。傍聴者には、新しい生活様式の実践例に倣い、マスク着用での傍聴をお願いする。

